



市立幼稚園の認定こども園移行に 関する説明会資料（第1回）

平成29年6月8日（木）
浦添市企画部こども政策室

資料目次

- 認定こども園制度とは p 2
- 背景と国の動向 p 3
- 新制度のポイント p 4
- 浦添市の諸計画 p 5
- 就学前教育の現状と課題 p 7
- 今後の取組 p 12
- 認定こども園移行による効果等 p 14
- 認定こども園の運営と移行時期 p 20
- 認定こども園の利用手続き・保育料 p 23
- 認定こども園に関する質問 p 27

認定こども園制度とは

- ❖ 「**就学前の子ども**※に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行により、**就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する**新たな枠組みとして、平成18年に創設されました。
- ❖ 就学前の**保育を必要とする子ども**も、**必要としない子ども**も共に受け入れ、地域の子育て家庭に対する支援を行う機能を備える施設。

※就学前の子どもとは

小学校就学前（0歳児から5歳児）の子どもをいう。



背景と国の動向

- ❖ 全国的に少子高齢化が進み、子どもの数は年々減少。
- ❖ 核家族化の進行、女性の社会進出による就労機会の増加、保護者の就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境の変化。
- ❖ 平成24年8月、子ども・子育て支援法を始めとした関連3法を制定、公布。
- ❖ この法律及び関連法に基づいて、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める
子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格実施。

新制度のポイント

❖ 市町村が主体となり、
社会全体で費用を負担しながら地域の特性やニーズに即し、
より柔軟な制度運用及びサービスを行う

- ① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

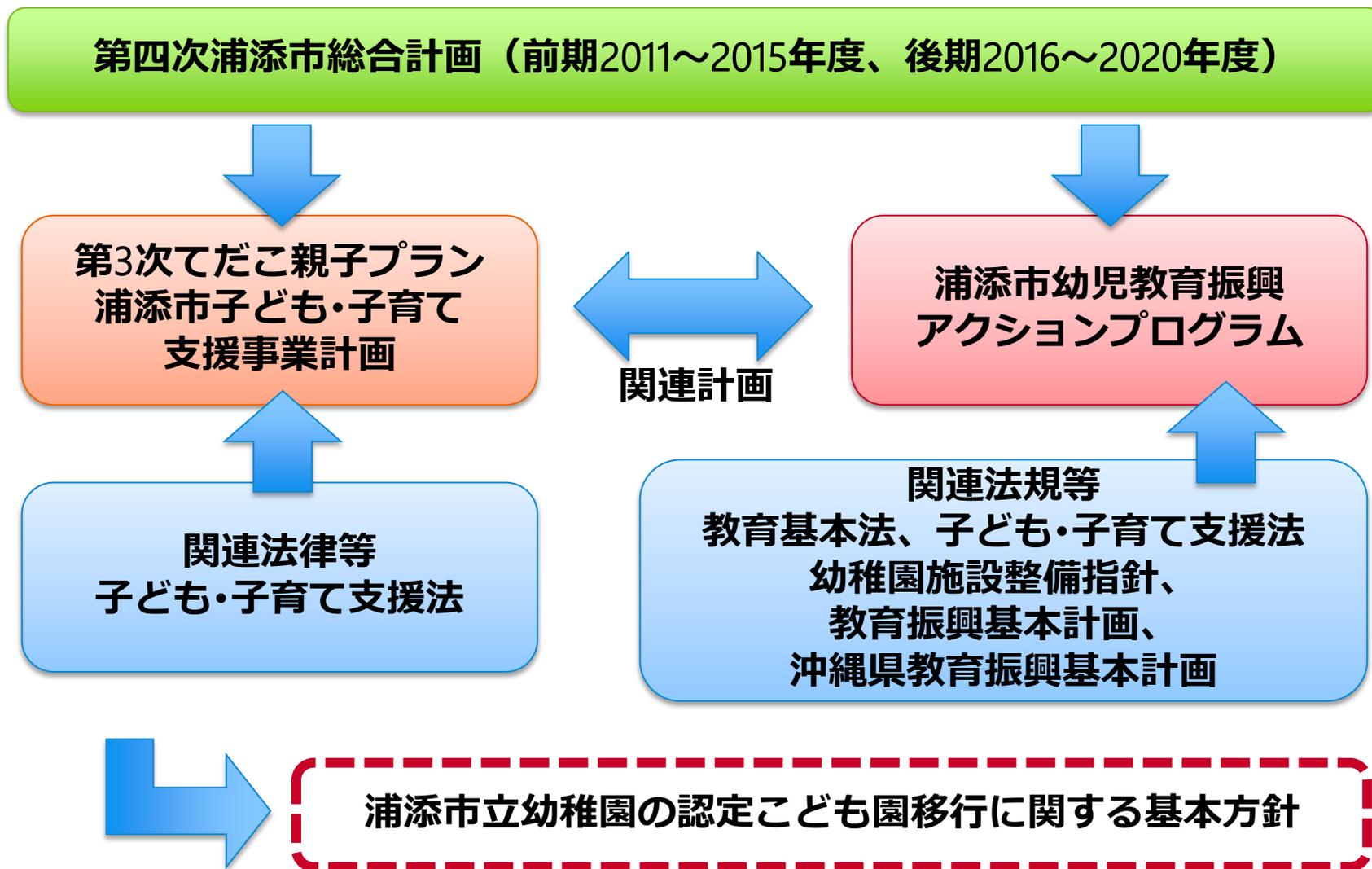
に取り組むことが求められています。

浦添市の諸計画

- ❖ 子ども子育て支援法第61条に基づき、平成27年3月、
『**第3次てだこ親子プラン**
－**浦添市子ども・子育て支援事業計画**－』を策定。
 - ① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供。
 - ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善。
 - ③ 地域の子ども・子育て支援の充実。

- ❖ 市教育委員会では、「**浦添市幼児教育振興アクションプログラム**」を平成28年3月に策定。
重点項目の一つに**認定こども園の設置検討**が掲げられています。

基本方針案の位置づけ





就学前教育・保育の現状と課題

幼稚園の現状と課題①

❖ 就学前教育（幼児教育）を提供する施設（平成29年4月1日現在）

小学校に併設されている市立幼稚園11園、私立幼稚園2園。

❖ 市立幼稚園の園児数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3歳児	0	0	0	0	35
4歳児	280	294	355	356	402
5歳児	745	788	749	744	693
特別支援教育	24	23	32	21	30
園児数合計	1,049	1,105	1,136	1,121	1,160
預かり保育 利用人数	306	444	535	652	702

幼稚園の現状と課題②

❖ これまでの取組み

- ・ 4歳児保育と4歳児、5歳児の預かり保育を全園で導入
- ・ 平成28年度から午後7時までの延長保育を全園で導入。
- ・ 平成29年度から一部の園で3歳児保育、幼稚園給食導入。

❖ 今後の課題

- ・ 土曜日保育や春休み（4月1日からの受入）の対応。
- ・ 多様化する保護者ニーズへの対応。
- ・ 職員体制の強化。

保育施設の現状と課題

❖ 就学前保育を提供する施設（平成29年4月1日現在）

市立保育所3、子育て支援センター7（うち3は委託）、
私立認可園24、認可外保育施設34、小規模保育事業所12、
事業所内保育事業所1、病児・病後児保育施設1

❖ 待機児童解消に向けた取組

私立認可保育園の本園・分園整備、認可外保育施設の認可への移行、小規模保育事業所等の増設

❖ 今後の課題

- ・ 保育施設の整備と保育士の確保。
- ・ 小規模保育事業所の卒園児（3歳児）を受け入れる連携施設の整備。

本市でも少子高齢化が進む一方、
女性の社会進出による就労機会の増加、
保護者の就労形態の多様化により、今後も
入園(所)希望者は増加することが推測されます。

**就学前の子どもたちの受け皿の
整備が重要です。**





今後の取組

今後の取組

- ・本市の課題を解決するためには、認定こども園の導入が必要。
- ・就学前の教育と保育を一貫して提供する「認定こども園」の導入は、より質の高い教育・保育の提供が実現できる。
- ・保護者の多様なニーズに応えることが可能。

本市の幼児教育の基本目標を受け継ぎ、

- 全ての市立幼稚園を年次的に認定こども園へ移行します。
- 必要な整備について計画的に取り組むこととします。
- 認定こども園の設置形態は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を基本とします。



認定こども園移行による効果等

認定こども園の特徴

- ① 幼稚園と保育所の長所を併せ持つ施設。
- ② 保護者の就労の有無に関わらず利用可能。
- ③ 子育て相談などの子育て支援機能が充実。



提供できるサービス

- ① **保護者が働いている、いないに関わらず**利用できます。
- ② **土曜日保育、夏休み、春休み等の保育**が利用できます。
- ③ 食の安全、衛生管理等、基準に沿った**給食を提供**します。
- ④ **学びの連続性**を踏まえた、教育・保育の充実と、特別な支援を必要とする園児の**一貫した施設の利用**が可能です。
- ⑤ **きめ細かなサービス**を提供します。
- ⑥ 小規模保育事業所の**卒園児（3歳児）**を受け入れます。
- ⑦ 地域の**子育て相談などの子育て支援**の役割を果たします。

職員体制

- ❖ 保育教諭の配置に向けた**職員の育成、専門性の向上**に努めます。
- ❖ 幼稚園教諭と保育士の**人事交流や合同研修**を行い、相互理解を深めます。
- ❖ 子ども・子育てに関する統合した組織の構築に取り組み、早期の**窓口一本化**を目指し、市民サービスの向上に努めます。

民間活力の導入

- ❖ 限りある人員・施設・財源で安定的・持続的な行政サービスを行うためには、民間ならではの**豊富な経験を生かしたサービス（民間活力）の導入**が必要不可欠。
- ❖ 認定こども園の運営については、**約半数を公私連携型認定こども園**とし、公私一体となって子育て支援に取り組みます。

用語解説～

- 認定こども園では、原則、保育教諭（幼稚園教諭+保育士資格）をおくこととされています。
- 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設です。
- 公私連携型認定こども園とは、社会福祉法人又は学校法人が、市の指定を受け、県へ届け出ることにより設置、運営を行う施設です。
- 公立型認定こども園とは、市が直接設置、運営を行う施設です。



認定こども園の運営と移行時期

認定こども園の運営

- ❖ 小学校に併設された市立幼稚園の良さを生かすため、**校区内の園児を優先的に受け入れます。**
- ❖ 3歳児は、**就労世帯を優先**する待機児童の解消に努めます。
- ❖ 公私連携型認定こども園は、市と協議し運営基準を定めます。
- ❖ 公立型認定こども園は、職員体制を強化した運営を行います。また、地域のバランスを考慮した配置とします。

認定こども園の移行時期

- ❖ 平成30年度、**仲西幼稚園**を公私連携型認定こども園へ移行。
- ❖ 平成31年度、施設の状況や職員配置等を勘案した上で、移行する園を選定。2～4園程度を想定。
- ❖ 平成32年度以降も年次的に移行を進め、平成34年度をめぐりに、全ての市立幼稚園を認定こども園へ移行。
- ❖ 老朽化している施設については、建替又は長寿命化を視野に入れながら移行時期を検討。



認定こども園の利用手続き・保育料

利用手続き

- ❖ 認定こども園を利用する子どもについては、次の3つの認定区分を設けます。

認定の種類

- 1号認定：1日概ね4時間の教育標準時間認定、満3歳以上
- 2号認定：保育が必要な子ども（保育認定）、満3歳以上
- 3号認定：保育が必要な子ども（保育認定）、満3歳未満

保育認定は、保護者の就労時間等により

保育標準時間・・・1日最大11時間の中での利用が可能。

保育短時間・・・1日最大8時間の中での利用が可能。

利用手続き

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上 (3～5歳)	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※現時点で、3号認定の認定こども園導入の予定はありません

保育料

- ❖ 認定こども園の保育料は、世帯の市町村民税額（所得割額）と、世帯の状況により決定。
- ❖ 決定時期は、4月に前年度分の世帯の市町村民税額により決定し、9月に今年度分の世帯の市町村民税額により決定。



世帯の状況により、2番目以降の子どもの保育料について負担軽減（多子軽減）があります。【幼児教育と保育の段階的無償化の制度】



認定こども園に関する質問をまとめてみました

よくあるご質問①

Q1. 現在公立幼稚園に通っていますが、在園児は継続して入園できますか

➡認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用が可能ですので、在園中に認定こども園へ移行しても継続して利用できます。

Q2. 認定こども園になることのメリットは

➡保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされる場合があります。認定こども園では、こうした問題が解消されます。

また、「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、就学前の子育ての悩みや不安、小学校へ入学後の子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

よくあるご質問②

Q3. 保育料は、現在の公立幼稚園と比べて高くなりますか

➡保育料は、世帯の課税状況等により決定しますが、保育を必要とする世帯（認定こども園では2号認定）の場合、保育所と同じ保育料になります。

第3階層（所得割77,100円以下/推定年収271万～360万）、第1子の例 単位：円

	教育標準時間	預かり保育	給食費	合計額	差額
公立幼稚園(1号)	5,000	利用なし	3,600 (1食/300)	8,600	
	↓			↓	
認定こども園(1号)	10,400	利用なし	3,600 (仮)	14,000	5,400

	教育標準時間	預かり保育	給食費	合計額	差額
公立幼稚園(1号)	5,000	5,000	3,600 (1食300)	13,600	
	↓			↓	
認定こども園(2号) ※保育標準時間	22,000 ※第4階層	—	—	22,000	8,400

よくあるご質問③

Q4. 市内に住んでいますが、校区外からの入園は可能ですか。可能であれば、卒園後は、隣接の小学校へ入学できますか

➡ 認定こども園では、原則市内のどの区域からも入園可能ですが、本市では、校区内の子どもを優先的に受け入れる予定です。募集の結果、定員を下回る場合は受け入れも可能ですが、隣接する小学校への入学を保障するものではありません。

Q5. 保育を必要とする（2号・3号）とはどういう意味ですか。また、保育認定の標準時間認定と短時間認定の違いについて

➡ 2号・3号認定の場合、次のとおり施設の利用時間が変わります。

利用区分	利用時間	保育を必要とする事由
標準時間認定	最長11時間	月120時間以上の就労又は就学、妊娠・出産、疾病、介護等
短時間認定	最長8時間	月64時間以上120時間未満の就労又は就学、求職活動等

よくあるご質問④

Q6. 給食の提供はどのように行われますか

➡既存の幼稚園では調理室がありませんので、外部からの搬入になります。給食の外部搬入については、衛生管理、安全管理、アレルギー等の配慮について、基準に沿った食事の提供を行います。

Q7. 1号認定の子は、土曜日保育、夏休み等利用できますか

➡1号認定の子どもは、一時預かり保育としての利用が可能です。

Q8. 幼保連携型認定こども園で、教育と保育を提供するとは、具体的にどのような内容ですか

➡幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づきます。幼保連携型認定こども園は、両方の指針に即した教育・保育要領に基づく運営を行います。

**認定こども園に関する情報については、今後も市ホームページや
広報うらそえへ掲載しますので、そちらをご覧ください。**

【お問い合わせ】

浦添市 企画部 こども政策室（市役所8階）

TEL：098-876-1234（内線2517～2518）

認定こども園に関することは、内閣府ホームページでも検索できます。
『すくすくジャパン!』または『子ども・子育て支援新制度』で検索